

和歌山県景観計画における 太陽光発電施設の取り扱い変更について

◆変更理由

平成24年7月の固定価格買取制度開始以降、再生可能エネルギーは太陽光発電を中心に導入が進んでいます。また、固定価格買取制度の買取価格の引き下げ等に伴い、昨今、発電出力が1,000kwを超えるメガソーラーの設置割合が増加しています。

太陽光発電施設は、従来の建築物や工作物とは形態意匠等が異なる人工的で異質な存在であり、また、メガソーラー化に伴い、周辺景観への影響が懸念されるところです。

こうした状況を踏まえ、県では、和歌山県景観条例施行規則及び和歌山県景観計画を下記のとおり変更するほか、新たに「太陽光発電施設の設置に関する景観ガイドライン」を策定し、太陽光発電施設の設置に対して、良好な景観形成の観点から一定の配慮を求めています。

景観法に基づく届出制度の見直し（和歌山県景観計画の変更）

◆現状

○太陽光発電施設は工作物の「その他の工作物」に分類され、**一定の高さを超える場合には、景観法に基づく届出が必要**

（届出対象行為）

区分		規模				
		一般区域	特定景観形成地域			
			バッファゾーン	国道311号沿道 国道168号沿道	天野集落、国道370号、480号沿道及び鉄道沿線 世界遺産を結ぶ歩行者導線	左記以外
工作物の新築、増築、改築若しくは移転等	その他の工作物	高さ13m超	全ての行為	全ての行為	高さ10m超	高さ13m超



◆変更

○工作物の「製造施設等」の区分に太陽光発電施設を追加し、**一定の高さを超える場合に**加えて、**一定の築造面積を超える場合にも、景観法に基づく届出を求める**

（届出対象行為）

区分		規模				
		一般区域	特定景観形成地域			
			バッファゾーン	国道311号沿道 国道168号沿道	天野集落、国道370号、480号沿道及び鉄道沿線 世界遺産を結ぶ歩行者導線	左記以外
工作物の新築、増築、改築若しくは移転等	製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等の工作物（プラント等、車庫等、汚物処理場等、 太陽光発電施設 ）	高さ13m超 または 築造面積 1,000㎡超（※）	全ての行為	全ての行為	高さ10m超 または 築造面積 500㎡超（※）	高さ13m超 または 築造面積 1,000㎡超（※）

※）太陽光発電施設においては、高さは見付けの高さを、築造面積は太陽光パネル、付属施設（パワーコンディショナ、キュービクル、送電施設等）及びパネル間隔を含めた外郭の水平投影面積とする。

届出制度の適用除外対象の見直し（和歌山県景観条例施行規則の改正）

◆現状

○工作物の高さが **1.5メートルを超えないもの** は景観法に基づく届出の**対象外**



◆変更

○工作物の高さが 1.5メートルを超えないものであっても、**太陽光発電施設**は、景観法に基づく**届出を求め**る

■和歌山県景観条例施行規則（朱書き部が改正）
（適用除外）

第7条第3項 条例第13条第4号の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(3) 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、当該工作物の高さが1.5メートルを超えないもの（**太陽光発電施設を除く。**）

「太陽光発電の設置に関する景観ガイドライン」の策定

現行の景観形成基準は、工作物全般を想定した定性的な内容であり、必ずしも太陽光発電施設に特化した内容となっていないことから、太陽光発電施設の設置に際し事業者が**景観に配慮した事業計画を策定できる**よう、配慮すべき事項を明確化した**景観ガイドライン**を策定する。

具体的には、**景観計画区域全域に緩やかな規制**をかけた上で、景観上特に重要な地域である**特定景観形成地域については上乗せ**で景観に対する配慮を求める。

◆景観ガイドラインの概要

項目		基準	
一般地域	太陽光パネル	配置	○交通量の多い道路等から容易に望見できる場合は、地形に応じパネルの 向きや傾斜を揃える 。 ○文化財等との 近接を回避 又は 樹木等による緩衝帯 を設置。
		形態意匠	○材質は 低反射性 のものとする。 ○模様が 目立たない ものとする。
		色彩	○色彩は 黒色 又は 濃紺色 とし、 低明度 かつ 低彩度 の目立たないものとする。 ○交通量の多い道路等から容易に望見できる場合、フレームの色彩はパネルと同色か 黒色 又は 濃紺色 とし、 低明度 かつ 低彩度 の目立たないものとする。
	附属設備	色彩	○変電設備等の附属設備は、 周辺景観と調和 した形態色彩とし、 低彩度 で統一。
	緑化、目隠し	○樹木の伐採は、必要最小限とする。 ○交通量の多い道路や集落に隣接する場合、存在感を軽減させるための 植栽 又は 塀 を設置。	
維持管理	○施設及び敷地内は、定期的に保守点検を行うなど適切に維持管理。		



特定景観形成地域	太陽光パネル	配置等	○主要な眺望点から容易に望見できる場所や世界遺産又は幹線道路から容易に望見できる山の斜面に設置する場合 (1) 色彩は フレームも含め黒色 又は 濃紺色 とし、 低明度 かつ 低彩度 の目立たないものとする。 構造体は 焦茶色 。 (2) 太陽光パネル単一による圧迫感や人工物の存在感を軽減させるため、太陽光パネルの 分散配置 やパネル周辺に 樹木 を配置。
	緑化、目隠し		○世界遺産から200m以内の範囲（バッファゾーン含む。）に設置する場合、 容易に望見できないための植栽帯等 を実施。